

○障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年十月二十日条例第五十二号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 前文 第一章 略 第二章 差別の事案の解決 第一節 差別の<u>禁止</u>（第八条—第十一条） 第二節・第三節 略 第三章～第五章 略 附則</p> <p>（定義） 第二条 <u>この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。</u></p> <p>2 略 （削る。）</p> <p><u>第一節 差別の禁止</u></p>	<p>目次 前文 第一章 略 第二章 差別の事案の解決 第一節 差別の<u>禁止等</u>（第八条—第十一条） 第二節・第三節 略 第三章～第五章 略 附則</p> <p>（定義） 第二条 <u>この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害又は高次脳機能障害があることにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。</u></p> <p>2 略 3 <u>この条例において「障害のある人に対する虐待」とは、次の各号に掲げる行為をいう。</u> 一 <u>障害のある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</u> 二 <u>障害のある人にわいせつな行為をすること又は障害のある人をしてわいせつな行為をさせること。</u> 三 <u>障害のある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障害のある人を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</u> 四 <u>障害のある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害のある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</u> 五 <u>障害のある人の財産を不当に処分することその他当該障害のある人から不当に財産上の利益を得ること。</u></p> <p><u>第一節 差別の禁止等</u></p>

第九条から第十一条まで 削除

第二節 地域相談員等

第十二条及び第十三条 削除

(相談業務の委託)

第十四条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者
その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち

(虐待の禁止)

第九条 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

(通報)

第十条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規
定する障害福祉サービス又は同条第十七項に規定する相談支援（以下「障害
福祉サービス等」という。）に従事する者（以下「障害福祉サービス等従事
者」という。）は、障害福祉サービス等を利用する障害のある人について、
他の障害福祉サービス等従事者が障害のある人に対する虐待を行った事実が
あると認めるときは、速やかに、これを関係行政機関に通報するよう努めな
なければならない。

2 障害福祉サービス等従事者は、前項の規定による通報をしたことを理由と
して、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(通報を受けた場合の措置)

第十一条 県が前条第一項の規定による通報を受けたときは、知事は、障害福
祉サービス等の事業の適正な運営を確保することにより、当該通報に係る障
害のある人に対する虐待の防止及び当該障害のある人の保護を図るため、障
害者自立支援法の規定による権限を適切に行使するものとする。

第二節 地域相談員等

(身体障害者相談員)

第十二条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の
三第二項に規定する身体障害者相談員は、同条第一項に規定する業務の一部
として、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に
係る業務を行うものとする。

(知的障害者相談員)

第十三条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第
二項に規定する知的障害者相談員は、同条第一項に規定する業務の一部とし
て、対象事案に関する相談に係る業務を行うものとする。

(その他の相談員)

第十四条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者
その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち

適当と認める者に委託して、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に係る業務を行わせることができる。

- 2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、身体障害者福祉法（昭和三十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員である者に委託を行う場合は、この限りでない。

（業務遂行の原則）

第十五条 前条第一項に規定する業務を行う相談員（以下「地域相談員」という。）は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

- 2 略

適当と認める者に委託して、対象事案に関する相談に係る業務を行わせることができる。

- 2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（業務遂行の原則）

第十五条 前三条に規定する業務を行う相談員（以下「地域相談員」という。）は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

- 2 略